

那覇市地域支えあい訪問型サービス事業（団体登録型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第25条の規定に基づき第7条別表1の訪問型サービスB（以下「地域支えあい訪問型サービス」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要領は、地域支えあい訪問型サービス事業を実施することにより、住民相互による支え合いの支援及び高齢者の社会参加を促進し、多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行うことで、地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

（基本取扱方針）

第3条 地域支えあい訪問型サービスの提供にあたっては、介護予防が、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならずに、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意し行うこと。

2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

3 サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービス依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮すること。

（対象者及び対象者の状況等）

第4条 対象者及び想定される対象者のケースは以下の各号のとおりとする。

（1）対象者

居宅要支援被保険者及び基本チェックリストの結果が、事業対象の基準に該当した者（以下「総合事業対象者」という。）で、介護予防ケアマネジメント等において身体介護が不要であり地域支えあい訪問型サービスの利用が自立支援に資すると判断された者とする。

（2）対象者の状況等

ア 独居高齢者や高齢者夫婦世帯などで、生活機能の低下が要因で日常生活に少し支障が生じ、軽度な生活支援が必要な事例

- イ 掃除や洗濯などの日常の家事等において、ボランティアによる1回30分程度の軽度な生活支援を受けることで自立した生活を送れる事例
- 2 地域支えあい訪問型サービスの対象者は、前項に該当する者のほか、サービスの提供について事業を行う者が必要と認める者とする。

(実施方法)

第5条 各種ボランティア団体、自治会、NPO法人など、構成員が3名以上の団体に対して、補助金を交付することによって行う。

(サービスの内容)

第6条 地域支えあい訪問型サービスは生活援助サービスとする。生活援助とは掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助とし、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)の生活援助の区分以外のサービスも必要に応じて実施可能とする。

提供サービスの例

軽易な屋内・屋外清掃、ゴミの分別・ゴミ出し、調理・調理の下ごしらえ(減塩食等の専門的な調理を除く)、寝具及び衣類の洗濯・洗濯干し・布団干し、買い物代行・買い物の付き添い、外出の付き添い、電球・蛍光灯の交換、衣替え・簡単な荷物の整理、通いの場への参加の声かけ・付き添い 等

- 2 サービス従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して生活援助と一体的に提供される送迎を実施する場合は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて(令和6年3月1日国自旅第359号)」の範囲でのみ運用できるものとする。

(サービス提供の頻度及び提供時間)

第7条 サービス提供の頻度は、地域支えあい訪問型サービスの対象者が比較的日常生活動作(ADL)は自立していることより週1回程度、1月当たり5回までとする。

- 2 サービスの提供時間は、利用1回につき原則30分程度とする。

ただし、買い物同行・代行でケアマネジメントの観点から60分程度を必要とする場合のみその限りではない。

(サービスの従事者)

第8条 地域支えあい訪問型サービスは住民主体の支援のため、サービス従事者への資格要件は課さず、市が実施する研修(以下「一定の研修等」という。)の受講をもってこれに代えることとする。

(利用者負担)

第9条 サービス利用にあたっての利用者負担は、無料とする。ただし、材料費等の実費については利用者負担とする。

(サービス実施の報告等)

第10条 地域支えあい訪問型サービス団体は、3月毎に「活動実績報告書(様式1)」

を市に提出するものとする。

2 地域支えあい訪問型サービス団体は、補助事業完了後速やかに「利用者名簿（様式2）」を市に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

